

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令の概要

平成22年10月
林 野 庁

1 趣旨

本政令は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）の施行に伴い、国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の範囲、林業・木材産業改善資金の特例の償還期間等を定めるものである。

2 概要

（1）国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物

国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物として、以下の建築物を定める。

- ① 学校
- ② 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- ③ 病院又は診療所
- ④ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- ⑤ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- ⑥ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑦ 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

（2）林業・木材産業改善資金の特例の償還期間

認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間について、10年以内から12年以内に延長する。

（3）国有試験研究施設の減額使用

公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に使用させる国有の試験研究施設として「消防庁消防大学校」の試験研究施設を指定し、使用の対価の5割以内を減額する旨を定めるとともに、国有施設の使用の対価の減額に係る認定手続を定める。

3 施行期日

法の施行の日（平成22年10月1日）